
令和7年度（2025年度）
市町村へのデジタル人材派遣等業務委託
仕様書

第1章 業務委託に当たって

1.1 背景・目的

令和2年（2020年）12月に総務省が策定した「自治体DX推進計画」では、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させる」こと、「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」こと、「2025年度（令和7年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行する」こと、及び「行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む」ことが求められている。

また、同計画では、「都道府県は、各地域における広域的な行政主体として、人材の確保・育成の面でも、市区町村の相談に応じ、また、支援を行うこと」が期待されている。

一方で、市町村においてはデジタル分野における知見を有する専門人材の確保に至っていない現状もあり、DXを推進する体制面に課題がある。

このため、令和7年度においても市町村の求めに応じて県からデジタル人材を派遣する本業務を実施し、それぞれの課題解決に向けた支援を行うものとする。その際、同計画に記載されている「情報システムの標準化」及び「BPR」を主要な支援テーマとする。

1.2 業務名

令和7年度（2025年度）市町村へのデジタル人材派遣等業務

1.3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

1.4 その他

本業務に係る提出物に関する著作権、知的財産権その他の権利は、全て委託者に帰属するものとする。

第2章 業務概要

デジタル人材を活用・派遣し、市町村支援として以下の業務を行うこと。

2.1 情報システムの標準化に係る支援

(1) 目的

情報システムの標準化については、国から原則、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することが求められている。

また、システムの移行に合わせて、市町村では、業務フローの見直しが必要となっているが、十分に対応できていない市町村も存在する。

このため、市町村への伴走支援等により、標準化に伴う業務フローの見直しや個別課題の解決を後押しし、標準化対応の確実な実施に繋げる。

(2) 業務内容

①業務フローの見直しに関する個別伴走支援

(10団体程度、1団体当たり10回程度)

市町村が令和7年度末までに円滑に移行できるよう、標準化に関する業務フローの見直しを行う必要がある市町村に対し、市町村の実情に応じた助言、課題整理、情報提供、提案等の支援を行うこと。

(支援例)

- ・課題の具体的な分析及び最適な業務フローの提案
- ・最適な業務フローの実現に必要なデジタル技術活用策の提案

②その他課題に関する個別支援

(全体で15回程度(同一市町村の複数回支援も可能))

市町村が令和7年度末までに円滑な移行ができるよう、業務フローの見直し以外の標準化に係る様々な課題を有する市町村に対し、市町村の実情に応じた助言、課題整理、情報提供、提案等の支援を行うこと。

(支援例)

- ・標準準拠システムとの連携方法を検討できていない標準準拠外システムの運用に関する助言
- ・情報担当課と業務担当課の連絡・調整を効率化するための各種ツールの導入など仕組み作りに関する助言

2. 2 B P Rに係る支援

(1) 目的

市町村においては、人材不足等の課題を抱えており、今後も住民サービスの利便性向上を図るためには、B P Rが必要である。また、B P Rを通じた業務量削減の成功事例の創出によって、市町村職員のD Xに係る機運の醸成も期待される。

そのため、本県では以下のとおり、令和7年度にB P RをテーマとしたD X研修の開催を予定しており、併せて個別伴走支援を行うことで、市町村におけるB P Rを通じた業務量削減の成功事例を創出し、市町村におけるD Xに係る機運醸成、D X人材育成に繋げる。

【令和7年度D X研修について】

- ・対象者

D X担当職員（中核人材）、業務担当職員

- ・内容

5～9月の間で合計3回、B P Rに係る基礎知識（必要性等）、先行事例、具体的な検討に関する講義やワークショップ等の実施を想定している。

(2) 業務内容

業務担当課と連携してB P Rを実施するための個別伴走支援

（6団体程度、1団体当たり3回程度）

令和7年度中にB P Rに向けた取組みを実施する（令和8年度予算要求等含む。）市町村を対象に、市町村の実情に応じた助言、課題整理、情報提供等の支援を行うこと。

また、県が主催するD X研修にも参加すること。（参加経費は委託費に含む。）

なお、対象市町村は県で選定予定。

2. 3 個別相談対応

(1) 目的

D X 推進にあたっては、市町村ごとに抱えている取組みや課題等が異なり、上記 2. 1 及び 2. 2 の支援の中で対応できない事項があることが想定される。そこで、全市町村を対象に、D X に係る幅広い相談ができる機会を提供する。

(2) 業務内容（全体で 30 回程度（同一市町村の複数回支援も可能））

市町村が D X 推進における課題を解決できるよう、相談を希望する市町村に対して、市町村の実情に応じた助言、課題整理、情報提供等の支援を行うこと。

（支援例）

- ・人材育成方針の策定及び具体的な取組みの検討に向けた助言
- ・D X 推進体制の構築に向けた助言
- ・マイナンバー利活用等、デジタル技術を活用した取組み検討における助言

2. 4 共通事項

- ・基本的には市町村を訪問して対応すること。ただし、市町村の要望によっては、オンラインで対応しても差し支えない。
- ・オンラインで対応する際は、受託者でツールを用意すること。ただし、市町村の意向により、市町村側でツールを用意する場合もある。
- ・市町村からの電話やメールでの相談にも積極的に応じること。また、積極的に進捗状況等を確認すること。
- ・委託者に支援内容を随時報告するとともに、対応案を検討し、協議しながら丁寧に対応すること。
- ・必要書類は受託者が作成し、随時委託者及び市町村にも提供すること。
- ・報告資料（様式任意）は委託者に提出すること。

なお、複数回の支援をまとめて記載した方が効率的だと判断される場合は、複数回の対応をまとめた上で報告書類を作成しても差し支えない。報告資料には、市町村名、日時、対応方法、場所、対応者、市町村職員（所属、職氏名）、相談概要及び対応内容、次回支援予定を記載すること。

第3章 業務の実施体制

3. 1 デジタル人材の確保

- ・受託者は、本業務の経過内容等全般を常に把握し、委託者と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。
- ・受託者は、市町村支援を行うデジタル人材を2人以上確保すること。
また、本事業に主として携わるデジタル人材を1人以上選定すること

【デジタル人材に求めること】

以下の①～③の全ての要件を満たす者であること。

- ①デジタル分野に係る専門的知識及び行政実務に係る基礎的知識を有している人材で、次の全ての要件を満たすこと。

ア 資格要件

以下の情報処理に関するいずれかに合格又は資格を有していること

- ・ITコーディネータ資格者
- ・基本情報技術者試験又は応用情報技術者試験
- ・その他あらかじめ本県が認めた試験合格者、資格保有者

イ 実務要件

官公庁又は民間企業等の組織において、情報システムに関わる業務に2年以上従事した実績を有すること。

- ②県や市町村と積極的にコミュニケーションを図ることができる人材

- ③国のDX施策や県の市町村支援の最新情報、また、市町村の取組みの実情を把握している人材

3. 2 熊本県と連携した業務の実施

市町村の個別支援に必要な情報収集や本県との打合せ（支援状況の報告含む）等のため、以下の業務について熊本県庁内で実施すること。

【業務内容】

- ・原則として週1回4時間程度、熊本県庁内で本委託業務を遂行するための事務（主に情報システムの標準化関連業務に係る支援、市町村のDX人材育成に係る支援、個別相談対応のための事務）を行う。
- ・業務の場所は、原則デジタル戦略推進課執務室内とする。
- ・業務時間は午前9時から午後5時までのうち4時間程度を想定している。
- ・本事業に主として携わるデジタル人材は原則毎回熊本県庁での業務に出席すること。それ以外のデジタル人材は必要に応じて出席すること。
- ・熊本県庁での業務においては、机、椅子、コンセントは委託者で用意する。その他パソコン等は受託者で用意すること。